

嘉手納町食育推進動画・チラシ制作業務委託仕様書

1. 委託業務名

嘉手納町食育推進動画・チラシ制作業務委託

2. 業務目的

嘉手納町健康・食育かでな21中間評価において「食と健康」分野において「肥満者の割合の減少」は横ばい、「食と文化」分野では「次世代に伝えたい料理や味で「伝えたいものがあり、実際に伝えている」人の割合」は減少し悪化となった。

そこで、長寿を支えた健康的な食文化（郷土料理）を青壮年期（20～50代）に効果的に普及啓発し町民の健康増進を図るため、食育推進動画及びチラシを制作する。

3. 期間

契約締結日から令和6年10月31日（金）まで

4. 業務内容

(1) 郷土料理を普及啓発するためのレシピ動画の制作（2本）

- ・企画、演出、出演者交渉、撮影、編集、著作権等の処理など動画制作に必要な全ての作業を実施すること。（出演者は町にて紹介可能）
- ・嘉手納町の青壮年期（20～50歳代）をターゲットに、郷土料理に関心を持てる内容とすること。
- ・郷土料理への調理意欲を高める内容とすること。
- ・郷土料理を普及啓発に効果的な内容とすること。

(2) (1)の動画のチラシ制作

企画、撮影、デザイン、印刷などチラシ制作に必要な全ての作業を実施すること。チラシ内にはレシピ及びQRコードをつけるなど動画への誘導を行うこと。

(3) (1)の動画の町YouTubeへの動画配信

5. 仕様・規格

(1) 動画

解像度：フルHD以上

本数：2本

長さ：10分程度

(2) チラシ印刷

規格：A 5

部数：600 部（300 部×2 種類）

紙質：135kg 以上

印刷：フルカラー（両面印刷）

(3) チラシの電子データの作成

- ・PDF 形式データ（低解像度、高解像度）
- ・ai 形式データ（又は同等のもの）

6. 業務の進め方

- (1) 具体的な撮影場所や内容については、契約締結後、本町と協議のうえ、決定する。本業務の円滑な進捗を図るため、受託者は逐次、本町担当者と協議しながら作業を進めること。
- (2) 発注者による原案の確認及び校正を受けること。受注者は、発注者による原案内容の確認及び校正を受けた後、訂正及び変更等の指示があった場合は速やかに対応すること。チラシに関しては、最終校正完了後、印刷作業に取り掛かること。
- (3) 受託者は業務の着手及び完了にあたり、下記の書類を提出しなければならない。
①着手届 ②工程表 ③業務完了通知書 ④実績報告書 ⑤納品書
⑥成果物引渡書 ⑦その他協議により指示のあった事項

7. 著作権等の帰属

作製される成果物の著作権等の取り扱いは、以下に定めるところによる。ただし、第三者の著作物についてはこの限りではない。

- (1) 受託者は、成果物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を本町に譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、本町の書面による同意を得なければ、著作権法第 18 条、第 19 条及び 20 条を行使することができないものとする。
- (3) 本町は著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲内において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作権者名で任意に公表することができるものとする。
- (4) 著作権の帰属設定及び著作者人格権不行使に係る一切の費用は契約書に示す委託料に含まれるものとする。
- (5) すべての情報発信において、後の年度において本町の費用負担が発生することはないものとする。

- (6) 成果物が他者の所有権、著作権、肖像権を侵すものでないこと。
- (7) 受託者は音楽素材の使用に関して、基本的にオリジナルかフリー音源を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、手続きを受託者が遺漏なく実施すること

8. 納期・納品場所

(1) 納品物

- ・動画データ（フル版）（高解像度、低解像度）
- ・撮影データ（プロモーション動画に使用しなかった映像含む）
- ・チラシ 600部（各300部×2種類）
- ・チラシのPDF形式データ（低解像度、高解像度）
- ・チラシのai形式データ（又は同等のもの）（再編集可能なレイアウトデータとすること）

(2) 納期

令和6年10月末

(3) 納品場所

嘉手納町役場 町民保険課

9. 特記事項

- (1) 取材、製作に必要な一切の経費は、委託料に含むものとする。（消耗品費、食材料費等）
- (2) 本業務により収集した個人情報等の取り扱いについては、受注者側で一切の責任を負うこと。
- (3) 受託者は本業務について機密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (4) 受注者は、業務の実施上疑義の生じた事項又は仕様書に定めのないことについては、発注者と協議の上、誠意をもって処理すること。